

2017
09
September



CLIENT

H29.09.05 No.312



弊法人からのご連絡事項

- ・税額予測をご利用ください
～10月20日(金)お申込み分まで無料です
(標準契約の場合)～

P1・2

明日へのヒント

- ・歯科疾患実態調査 ②

相続トピックス

- ・遺言書の付言事項について

P5・6

P3

Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

- ・機器購入の支払方法について

税務トピックス

- ・積立NISAの創設

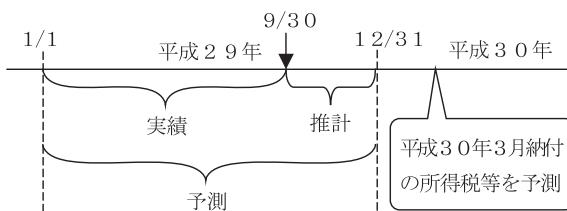
P7

P4

「Medical Note」のお知らせ

医療事業部のウェブサイトにて、「Medical Note」コーナーを
新しく開設いたしました。ぜひご覧ください。

今年も恒例の税額予測の時期となりました。
税額予測は、1月から9月までの平均値から年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を計算するものです。



税額予測を活用するとこんなメリットがあります

- ✓ 経過した9か月間の実績を基に、収入、経費、所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます
- ✓ 消費税について、平成31年度の免税事業者になるかどうかが把握できます
- ✓ 所得税、住民税及び消費税等の納税額(予測)が分かります
- ✓ 納税資金のご準備(資金繰り)を考える余裕が生まれます

1. 対象

税額予測の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

- (1) 標準契約で10月20日（金）までのお申込み：無料
 - (2) 標準契約で10月21日（土）～10月31日（火）までのお申込み：5,400円（税込）
 - (3) セルフマネジメントの場合で10月31日（火）までのお申込み：10,800円（税込）
- ※11月1日（水）以降は、税額予測のお申込みを受け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①税額予測の申込書
②1月～9月までの月次資料**

税額予測は、標準契約で10月20日（金）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送、いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、「その生活費」と「医院の収入」及び「院長先生の所得」とのバランスを確認できます。

9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。

FAX : 03-3224-2874		
税額予測の申込書		
申込期限 平成29年10月20日（金） (有料申込は10月31日（火）まで)		
平成29年分（平成30年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。 9月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、9月分資料が10月20日（金）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。		
費用		
一般契約	10月20日まで	無料
	10月21日～10月31日	5,400円
セルフマネジメント契約	10,800円	
4000 赤坂歯科医院 御中		
予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。		
◎ 生活費等（食費、自宅の賃貸料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払） 希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。		
1か月の生活費等 <input type="text"/> 万円		
◎ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問 <input type="text"/> <input type="text"/>		
日本クレアス税理士法人 医療事業部 〒170-0052 東京都港区赤坂2丁目2番12号NBF赤坂山王スクエア2階		
FAX : 03-3224-2874		

4. 平成29年の改正点

セルフメディケーション税制の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※）を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるとき、その超える部分の金額（上限8万8千円）をその年分の総所得から控除するものです。

この税制は、現行の医療費控除と併用はできません。
(選択適用となります。)

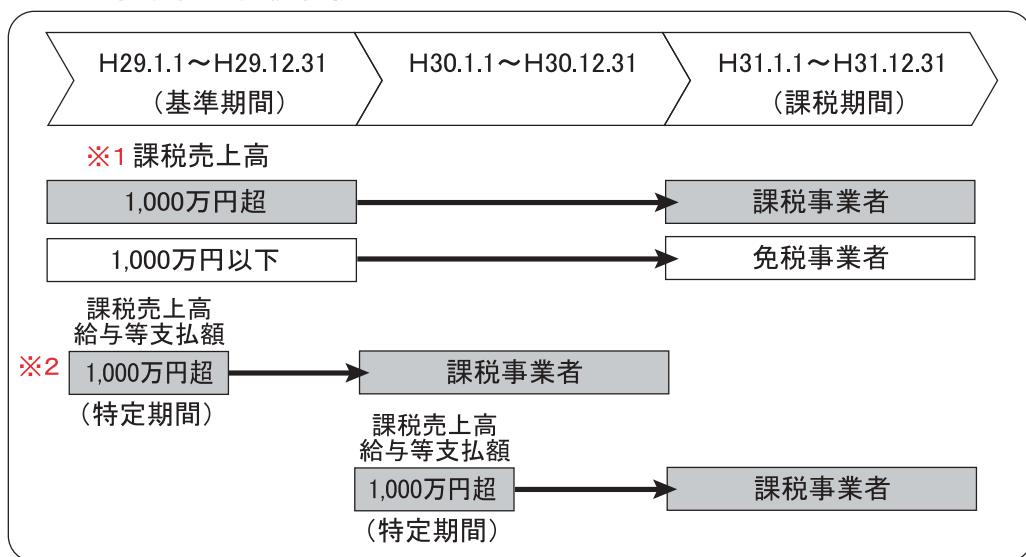
※対象となるOTC医薬品は、厚生労働省のHP「セルフメディケーション税制対象品目一覧」をご覧ください。



5. 消費税の免税判定

個人医院の消費税の免税判定は、平成31年度の判定を平成29年の実績で行います。平成31年に免税となるためには、今年度（平成29年）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

10月号では税額予測の見方についてお伝えします。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

相続の事前対策において、遺言書の重要性については先生方も十分ご承知のことだと思います。今回は遺言書の付言事項について考えてみたいと思います。

■ 遺言書の付言事項とは？

遺言書といえば財産の承継ばかりに目を向けられがちですが、故人の想いを残された家族に伝えることもできます。それが「付言事項」です。この付言事項には、家族へのメッセージはもちろん、葬儀、納骨に関する希望なども記載することができます。

■ なぜ付言事項が重要なのか？

付言事項は、比較的自由に文章を作成でき、遺言者自身の率直な想いを残された家族や相続人に伝えることができます。どう考えて遺言書を作成したかといった遺言者の背景を理解することができます。

法的効力はありませんが、付言事項のおかげで、遺言書を巡っての誤解がなくなり、円滑な相続が実現した例もあります。



■ 付言事項で「気持ち」を伝える

付言事項が重要な事項であることがお分かりいただけたかと思います。では、実際に付言事項を書くにあたり、どのようなことに注意すればよいのでしょうか？付言事項には、「なぜそのような遺言になったのか」や「感謝の気持ち」などを記載すると良いでしょう。

「診療所を継いでくれた次男に建物と土地を譲りたい。長男と長女は残りの財産で納得し、今まで通り仲良く暮らしてほしい。皆が幸せになることを願っています。ありがとう」といった内容は心に響きます。残された家族の遺産分割協議も円満に進むことでしょう。

遺言書の役割～財産の詳細が分かる～

相続や遺言書作成のご支援をさせていただいていると、被相続人(故人)がどの金融機関と取引があったのか、分からぬといふ、ご家族にお会いすることもあります。調べを進めると、銀行の貸金庫に金の延べ棒が入れてあり相続税額が跳ね上がった！という事例もあります。

遺言書があれば、どのような財産をどこに所有しているかが明確にわかり、相続税の申告がスムーズに進むでしょう。

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Web サイトをご確認ください！

相続のバイブル

GO

<https://souzokubible.com/>

平成26年1月にスタートしたNISA（少額投資非課税制度）は、平成29年3月末時点で口座開設数が約1,077万件、総買付額が約10.5兆円となっています。さらなる普及を図り、少額からの積立・分散投資を促進するため「積立NISA」が創設されることとなりました。

■ NISAとは？

NISAは、英国の個人貯蓄口座“Individual Savings Account”を参考にした少額投資非課税制度であり、日本全体(NIPPON)で、ISA制度の普及・定着に取り組むという趣旨から、「NISA(ニーサ)」の愛称で呼ばれています。現行のNISAは、毎年120万円の非課税投資枠が設定され、株式投資信託・上場株式等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。ただし、他の口座で発生した譲渡益や配当等との損益通算はできません。



■ 積立NISAの特徴とは？

積立NISAは、現行のNISAとは別に、平成30年から新しく創設される「積立限定」の制度です。投資信託限定で、非課税期間が最長20年間と長期投資が可能になります。また、積立NISAは、現行のNISAとの選択制となります。

【NISA制度 比較表】

	現行NISA	積立NISA（新設）	ジュニアNISA
対象	20歳以上の国内居住者等	20歳以上の国内居住者等	20歳未満の国内居住者等
制度適用期間	平成26年1月～平成35年12月	平成30年1月～平成49年12月	平成28年4月～平成35年12月
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
新規投資額（年上限）	120万円	40万円	80万円
非課税投資総額	600万円	800万円	400万円
非課税対象商品	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益	長期の積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託の配当・譲渡益	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益

■ 今後について

現行のNISAを利用されている方で、初年度(平成26年)から開始された方は、平成30年で5年間の非課税期間が終了します。課税口座への払出しもできるほか、次の非課税期間に全額をロールオーバーできるようになります。

積立NISAは、最長20年間運用でき、いつでも売却して現金化ができる流動性の高さが魅力です。こうした制度を利用して将来設計について、弊法人と一緒に検討していきませんか。

記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

歯科疾患実態調査 ②

前月号に引き続き、厚生労働省が発表した「歯科疾患実態調査」の結果（平成28年10月～11月実施）から、現在の日本人の歯の傾向について見ていきます。

(1) 現在の日本人の歯の状況

■ う歯を持つ者の数及び割合(表-1)

永久歯において、う歯を持つ者の割合（処置歯または未処置歯）は、25歳以上85歳未満では80%以上と高く、特に35歳以上55歳未満では100%近くになりました。

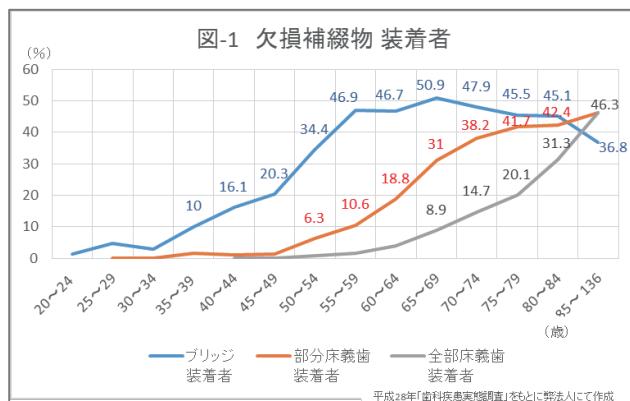
◇ 表-1 う歯を持つ者の数及び割合(永久歯:5歳以上)

年齢階級 (歳)	被調査者 数 (人)	人数(人)			割合(%)		
		う歯の ない者	う歯のある者		う歯の ない者	う歯のある者	
			処置完了 の者	処置歯・未 処置歯を併 有する者		未処置 の者	処置完了 の者
5~9	194	178	8	3	5	91.8	4.1
10~14	122	98	12	2	10	80.3	9.8
15~19	51	27	14	4	6	52.9	27.5
20~24	70	15	32	20	3	21.4	45.7
25~29	86	10	40	33	3	11.6	46.5
30~34	139	12	79	45	3	8.6	56.8
35~39	190	1	122	64	3	0.5	64.2
40~44	254	2	163	87	2	0.8	64.2
45~49	202	1	140	60	1	0.5	69.3
50~54	221	1	155	64	1	0.5	70.1
55~59	254	4	165	80	5	1.6	65.0
60~64	351	7	221	117	6	2.0	63.0
65~69	503	16	323	154	10	3.2	64.2
70~74	380	28	226	120	6	7.4	59.5
75~79	319	28	179	104	8	8.8	56.1
80~84	224	38	118	64	4	17.0	52.7
85~	136	38	57	36	5	27.9	41.9

ほぼ全世代で
う歯のある者
の割合が80%
越えに！

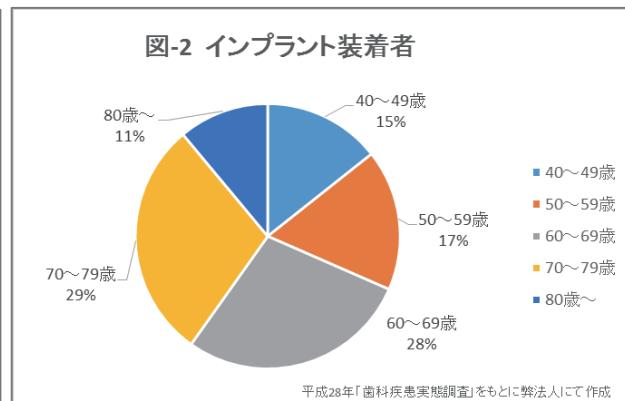
■ 補綴物の装着者の割合(図-1、図-2)

55歳以上になると、補綴物（部分床義歯、全部床義歯、インプラント、ブリッジ）を装着する方は、全体の半数を超えるようになります（複数の種類の義歯を選択する場合を含む）。



補綴物について、85歳未満では、ブリッジ装着者が最も多くなります。（図-1）

一方、部分床義歯は50歳過ぎから次第に多くなります。85歳以上では部分床義歯装着者と全部床義歯装着者が同程度となります。

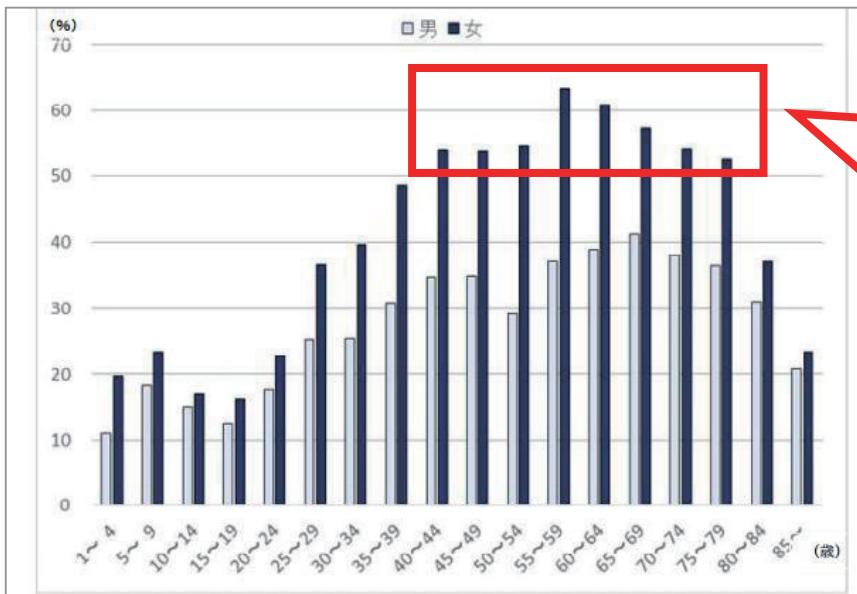


インプラント装着者は、40歳過ぎから増え、約7割を60歳以上の方が占めます。（図-2）円グラフにはありませんが、全体の人口に対するインプラント装着者の割合は、どの年齢階級でも5%に満たない結果となりました。まだ、それ程は普及してはいないようです。

■ 歯間部の清掃を行っている者の割合、性・年齢階級別(図-3)

デンタルフロスや歯間ブラシを用いた歯間部清掃を行っている者は、ほぼすべての年代で女性の方の割合が高く、特に40～70歳代の女性が目立っており、オーラルケアに対する意識が高いのが分かります。

◇ 図-3 歯間部の清掃を行っている者の割合、性・年齢階級別



出典：厚労省 平成28年「歯科疾患実態調査」より

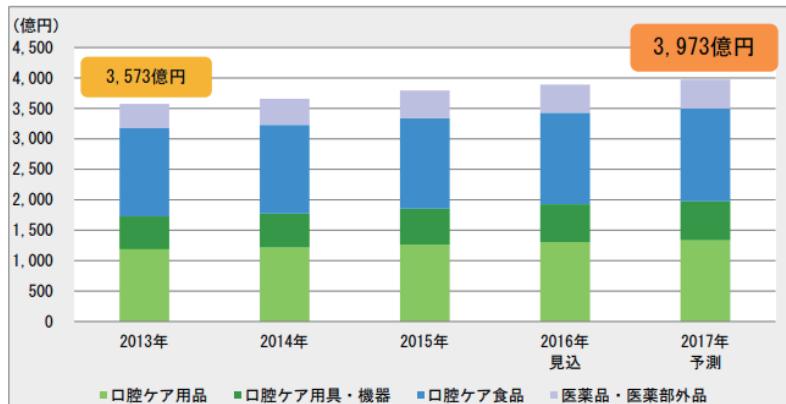
(2) オーラルケア関連市場の伸びと今後の動向

株式会社富士経済は、オーラルケア関連市場として、口腔ケア用品他、26品目の市場動向を調査しました。

(調査期間：2016年4月～6月)

調査によると、オーラルケア関連製品市場は消費者のオーラルケアに対する意識の高まりを背景に、高機能・高付加価値製品がけん引する形で拡大しています。

■オーラルケア関連製品国内市場



(参考：株式会社富士経済オーラルケア関連製品の国内市場調査)

今後、成長が期待される市場として、介護関連市場があげられます。介護者へのオーラルケアは、歯磨きだけではなく、口腔内の洗浄や保湿なども含めたトータルケアを行うことで誤嚥性肺炎の予防やQOLの向上に繋がるとして、近年医療機関や関連製品メーカーが啓発活動を活発化しており、参入メーカーや製品のバリエーションが増加しています。

「オーラルケアの関連市場は4年間で約400億円増加している」との、調査結果が発表されました。意識の高まり背景に、今後さらに、医院でオーラルケア用品を購入する方も増えると思われます。患者さんに正しい使用方法や必要性を伝えていくか、また、最適な商品を揃えているか、見直す機会をつくってみてはいかがでしょうか？

記事についてのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

パントモを購入しようと思うのですが、支払方法は何を選択したらよいでしょうか？

Answer

まず、それぞれのメリット・デメリットを比較してみましょう。

	メリット	デメリット
(A)現金	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額は(A)～(D)の中で最も少なくなる 所有権は医院にあるので下取りや売却ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 購入資金を一括で用意する必要がある 償却資産税等のランニングコストがかかる
(B)リース	<ul style="list-style-type: none"> 導入時の購入資金が不要 ランニングコストが不要 申し込みの手間が銀行借入と比較して少ない 銀行の融資枠を温存できる 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額が大きくなる(金利負担がかかる) 途中解約が原則できない (途中解約の場合は、未経過リース料を一括精算する) リース契約終了後も自己所有にならない 継続して使用する場合には再リース料がかかる
(C)クレジットローン	<ul style="list-style-type: none"> 導入時の購入資金が不要 支払完済まではクレジット会社が所有権を留保し、完済後には所有権が医院に帰属する 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額が大きくなる(金利負担がかかる) 途中解約が原則できない (途中解約の場合は、賦払い金を一括精算する) 償却資産税等のランニングコストがかかる
(D)銀行借入	<ul style="list-style-type: none"> 導入時の購入資金が不要 所有権は医院があるので下取りや売却ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 支払総額が大きくなる(金利負担がかかる) 銀行の融資枠を使うことになる 償却資産税等のランニングコストがかかる

(例) 医療機器のパントモ(4,065,600円)を導入し7年使用する場合の比較

(A) 現金の場合

償却資産税を計算、本体価格4,065,600円の場合 単位:円

	課税標準額	償却資産税	本体価格※	合計
1年目	3,415,000	47,800	4,065,600	—
2年目	2,325,000	32,500	—	—
3年目	1,583,000	22,100	—	—
4年目	1,078,000	15,000	—	—
5年目	734,000	10,200	—	—
6年目	500,000	7,000	—	—
7年目	340,000	4,700	—	—
合計	—	139,300	4,065,600	4,204,900

※市町村が算定する課税標準額を概算計算

現金 4,204,900円 < リース 4,464,028円

差額は259,128円となります。

(B) リースの場合

リース期間6年、利率1.5%の場合 単位:円

	リース料	
1年目	731,808	
2年目	731,808	
3年目	731,808	月額リース料
4年目	731,808	60,984
5年目	731,808	
6年目	731,808	
7年目	73,180	(再リース料)
合計	4,464,028	—



(例)パントモ
本体価格4,065,600円

キャッシュフローに余裕があれば、現金一括での購入が有利になります。一方、資金繰りが厳しいときや、一定期間で買い替えるものであればリースが有利となります。上記を参考に、購入機器の金額やモデルチェンジの時期等も含め、検討していただければと思います。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT 312号

■発行日：2017年9月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL : <https://ca-medical.jp>
■お問い合わせ先：☎03-3224-2873

◇国内◇ 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A